（職員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正）

第五条　職員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一中「平成　　年」を「　　年」に、「昭・平　　年」を「　　年」に、「平成　　年」を「　　年」に改める。

別記様式第二中「平成　　年」を「　　年」に、「昭・平　　年」を「　　年」に、「平成　　年」を「　　年」に改める。

別記様式第三中「平成　　年」を「　　年」に、「昭・平　　年」を「　　年」に、「平成　　年」を「　　年」に改める。

（行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の一部改正）

第六条　行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成二十年内閣府令第八十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一及び別記様式第二中「平成　　年」を「　　年」に、「昭・平　　年」を「　　年」に、「平成　　年」を「　　年」に改める。

別記様式第三中「平成　　年」を「　　年」に、「昭・平　　年」を「　　年」に改める。

（国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令の一部改正）

第七条　国家公務員退職手当法の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める内閣官房令（平成二十一年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一（裏面）及び別記様式第二（裏面）中「4　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。」を削る。

別記様式第三から別記様式第六まで中「3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。」を削る。

別記様式第七（裏面）中「備考１」を「備考」に改め、「2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。」を削る。

別記様式第八（裏面）中「3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。」を削る。

別記様式第九（裏面）中「備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。」を削る。

別記様式第十（裏面）及び別記様式第十一（裏面）中「3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この内閣官房令は、令和元年七月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この内閣官房令の施行の際現にある第四条の規定による改正前の失業者の退職手当支給規則の様式（以下「旧失退手規則様式」という。）による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

2　この内閣官房令の施行の際現にある第五条の規定による改正前の職員の退職管理に関する内閣官房令の様式（以下「旧職員退職管理官房令様式」という。）による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

3　この内閣官房令の施行の際現にある第六条の規定による改正前の行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令の様式（以下「旧役員退職管理官房令様式」という。）による書類は、同条による改正後の様式によるものとみなす。

4　この内閣官房令の施行の際現にある旧失退手規則様式、旧職員退職管理官房令様式及び旧役員退職管理官房令様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

府　令

○内閣府令第十六号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の十一第三項及び第四項の規定に基づき、独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国立公文書館の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令（平成十三年内閣府令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。